

一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構

日本臨床発達心理士会 北海道支部規約

**第1条（名称）**

本会は、一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構日本臨床発達心理士会北海道支部と称する。

**第2条（事務局）**

本会は、事務局を北海道札幌市西区山の手5条8丁目1-38 札幌市立山の手養護学校に置く。

**第3条（目的）**

本会は、臨床発達心理士の資格取得者の相互の連携を密にし、技能の向上を図るとともに、日本臨床発達心理士会の健全な発展に寄与することを目的とする。

**第4条（事業）**

- ① 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- ② 研修会・研究会等の開催
- ③ ニュースレターの発行
- ④ 日本臨床発達心理士会ホームページへの情報掲示
- ⑤ 総会の開催
- ⑥ その他、前条の目的を達成するために必要と認める事業

**第5条（会員）**

本会の会員は日本臨床発達心理士会北海道支部に所属する臨床発達心理士であり、職場または住居を本支部内に有する者とする。

**第6条（入会）**

臨床発達心理士の資格取得の時点で、第5条に該当する会員が、一般社団法人 日本臨床発達心理士認定運営機構において本支部に登録した時点で、本会への入会とする。

**第7条（退会）**

会員が第5条の条件を満たさず、一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構において本支部より登録を末梢した時点で、本会からの退会とする。

- ① 臨床発達心理士資格を喪失したとき
- ② 他支部への異動申請を受理されたとき

#### 第8条（事業や活動への参加）

会員は、本会が主催または共催する事業および活動等に参加することができる。

#### 第9条（総会）

総会は、本会の会員をもって構成し、会の意思と方針を決定する。

- 2 定期総会は年1回開催し、必要に応じて臨時総会を開催することとする。
- 3 総会は会員の過半数の出席をもって成立とする。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者と見なす。定足数に満たない場合は仮総会とする。
- 4 総会の議決は、出席者の過半数をもって成立とする。
- 5 仮総会における承認および決定事項は、全会員に周知し、その後14日以内に会員の過半数の文書による反対がない場合は、成立したものとす。
- 6 定期総会には次の議題を提出しなければならない。
  - ① 事業の年次報告及び年次計画の承認
  - ② 事業収支決算及び収支予算の報告

#### 第10条（役員・選出方法・任期）

本会には、次の役員を置く。

- 支部長（1名）
- 副支部長（2名）
- 事務局長（1名）
- 会計（若干名）
- 支部役員（若干名）
- 幹事（1名）

その他、支部会の運営にあたり支部長が必要と認める役員

- 2 支部長、副支部長、事務局長は会員の互選により選出し、会計、支部役員は支部長の指名による。幹事は会員の互選によって選出する。
- 3 支部長は本支部を代表し会務を執行する。副支部長は支部長を補佐する。幹事は支部を代表し日本臨床発達心理士会幹事会に出席する。
- 4 役員任期は3年とし、再任を妨げない。役員が任期途中で退会する場合は、後任者を推薦し役員承認を得る。任期は前任者の期間を引き継ぐ。

#### 第11条（役員会及び三役会）

本会運営のために、役員で構成される役員会を行う。

2 緊急時に、支部長、副支部長、事務局長で構成される三役会を行う。

## 第 12 条（規約の変更）

本規約の変更は、本会に出席した会員のうち 3 分の 2 以上の同意を得て、幹事会及び社員総会の承認を得るものとする。

施行期日 2003 年 4 月 26 日より施行する。

|    |                 |                              |
|----|-----------------|------------------------------|
| 改定 | 2004 年 4 月 25 日 | 一部改定                         |
|    | 2005 年 5 月 14 日 | 一部改定                         |
|    | 2007 年 6 月 2 日  | 一部改定                         |
|    | 2009 年 6 月 13 日 | 一部改定                         |
|    | 2012 年 5 月 19 日 | 一部改定                         |
|    | 2013 年 5 月 11 日 | 一部改定                         |
|    | 2014 年 4 月 1 日  | 第 9 条、第 10 条、第 12 条、第 14 条改定 |